

第5回まちづくり町民会議次第

日時：平成20年8月28日（木） 午後7時～
場所：高田庁舎 北第3会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 ワークショップ

テーマ「どんなまちにしたいか」

4 その他

(1) 座長・副座長の選出及び運営会議委員について

(2) 次回まちづくり町民会議 平成20年9月11日（木）午後7時～

~~テーマ：「行政（役場）の役割」~~

第5回会議までのワークショップの内容整理（現状・理想像）

住民参加条例の概要説明（先進事例の主な項目）

5 閉 会

第5回まちづくり町民会議

～(仮称)情報共有と住民参加のまちづくり推進条例の制定に向けた取組み～

総合政策課



今日のテーマ

・「どんなまちにしたいか」

－まちの理想像・将来像の検討



全体の時間配分

- グループ作業(60分)
 - ①自己紹介(5分)
 - ②付箋紙に記入(15分)
 - ③一人ずつ意見を言いながら貼り付け(15分)
 - ④グループ化の作業(15分)
 - ⑤見だし付け・整理(10分)
- 各グループの発表(30分)
 - 10分×3グループ

座長・副座長及び運営会議

- 座長
- 副座長
- 運営会議委員(若干名)

条例検討庁内会議学習会

- 日時: 8月29日(金) 午後2時～
- 場所: 高田庁舎 北第1・第2会議室
- テーマ: 条例とは何か～『住民参加条例』を考えるにあたって
 - 日本の法体系と条例の位置づけ
 - 条例はどのような場合に制定しなければならないか
 - 常設型住民投票条例について など
- 講師: 福島大学行政政策学類 垣見隆禎准教授



ワークショップのテーマ(案)

- まちづくりの現状把握
 - テーマ①「役場(職員)に対して思うこと」(7/30)
 - テーマ②「まちの現状に対して思うこと」(8/6)
- 理想とするまちは？
 - テーマ③「どんなまちにしたいか？」(8/28)
- そのためには・・・
 - テーマ④「行政(役場)の役割」(9/11)
 - テーマ⑤「住民がどう参加できるか」(9/25)



会津美里町まちづくり町民会議設置要綱

(設置)

第1条 情報共有と住民参加のまちづくりを推進するため、会津美里町まちづくり町民会議（以下「町民会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 町民会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 情報共有と住民参加のまちづくり推進条例（仮称）（以下「住民参加推進条例」という。）に関すること。

(2) その他必要な事項に関すること。

2 町民会議は、前項の協議の結果を町長に提言するものとする。

(組織等)

第3条 町民会議は、町内に在住し、又は通勤する満18歳以上の者を対象として町長が行う公募に応じたすべての者で組織する。

2 町民会議の円滑な推進を図るため、運営会議を設置する。

3 運営会議は、町民会議の委員若干名で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、住民参加推進条例の施行日までとする。

(会議)

第5条 町民会議に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 町民会議は、座長が招集し主宰する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは副座長がその職務を行う。

4 町民会議は、原則として公開で行うものとする。

(委員以外の者の意見陳述等)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、町民会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、無報酬とする。

(庶務)

第8条 町民会議の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、町民会議の運営に関し必要な事項は、座長が町民会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

